

1. 障害基礎年金				
障害基礎年金の種類	受給権発生原因	該当条文	年金コード	説明
本来支給の障害基礎年金	被保険者期間中の初診日	国民年金法第30条第1項第1号	5350	障害認定日に障害等級に該当した場合に支給される
	60歳以上65歳未満の初診日	国民年金法第30条第1項第2号	5350	
事後重症の障害基礎年金	事後重症	国民年金法第30条の2	5350	障害認定日以降、65歳到達日の前日までに障害等級に該当し、請求した場合に支給される
初めて2級の障害基礎年金	初めて2級	国民年金法第30条の3	5350	前発の障害では障害等級に該当しなかったが、後発の障害(基準障害)と併合すると障害等級に該当し、65歳到達日の前日までに請求した場合に支給される
20歳前障害による障害基礎年金	20歳前初診の本来請求	国民年金法第30条の4第1項	6350	障害認定日に障害等級に該当した場合に支給される
	20歳前初診の事後重症	国民年金法第30条の4第2項	6350	障害認定日以降、65歳到達日の前日までに障害等級に該当し、請求した場合に支給される
併合認定による障害基礎年金	併合認定	国民年金法第31条1第	5350	前発障害による障害年金受給者に、新たな障害が発生し、前後の障害を併合した程度の年金が支給される
3年失権改善による障害基礎年金	平成6年法改で障害の程度が3級以上に該当しなくなったまま3年を経過した場合は、障害年金年金が失権していたが、65歳まで失権しないで支給停止とされた	平6改附第4条第1項	5350	障害不該当失権後の障害該当(新法障害)
		平6改附第4条第2項	0620	障害不該当失権後の障害該当(旧法障害)
		平6改附第4条第5項	6350	障害不該当失権後の障害該当(20歳前障害)
		平6改附第4条第6項	2650	障害不該当失権後の障害該当(旧国民年金法の障害福祉年金)
谷間の障害基礎年金	旧法時代支給要件不該当で支給されなかったものの救済措置	平6改附第6条第1項	6350	平成6年法律改正による特例支給
旧障害福祉年金から裁定替の障害基礎年金	法律改正	国民年金法附(60)第25条第1項 国民年金法附(60)第25条第2項	2650	旧国民年金法による障害福祉年金は新法の障害基礎年金に裁定替えされた
旧国民年金法による障害年金	旧法時代の障害年金	旧国民年金法	0620	旧国民年金法による障害年金
2. 障害厚生年金				
障害厚生年金の種類	受給権発生原因	該当条文	年金コード	説明
本来支給の障害厚生年金	被保険者期間中の初診日	厚生年金保険法第47条第1項	1350	障害認定日に障害等級に該当した場合に支給される
事後重症の障害厚生年金	事後重症	厚生年金保険法第47条の2	1350	障害認定日以降、65歳到達日の前日までに障害等級に該当し、請求した場合に支給される
初めて2級の障害厚生年金	初めて2級	厚生年金保険法第47条の3	1350	前発の障害では障害等級に該当しなかったが、後発の障害(基準障害)と併合すると障害等級に該当し、65歳到達日の前日までに請求した場合に支給される
併合認定による障害厚生年金	併合認定	厚生年金保険法第48条第1項	1350	前発障害による障害年金受給者に、新たな障害が発生し、前後の障害を併合した程度の年金が支給される
3年失権改善による障害厚生年金	平成6年法改で障害の程度が3級以上に該当しなくなったまま3年を経過した場合は、障害年金年金が失権していたが、65歳まで失権しないで支給停止とされた	平6改附第14条第1項	1350	障害不該当失権後の障害該当(新法障害)
		平6改附第14条第2項	1350	障害不該当失権後の障害該当(旧法障害)
障害手当金		厚生年金保険法第55条		障害等級3級より軽い程度の障害が残った場合に支給される一時金で最低保障がある
旧厚生年金保険法による障害年金	旧法時代の障害年金	旧厚生年金保険法	0330	旧厚生年金保険法による障害年金